

3 商店街活性化事業費補助

(1) 監査対象事業の概要

ア 商店街活性化事業費補助

商店街活性化事業費補助は、商店街活性化事業、すなわち商店街自らの振興を目的として3年以上継続して実施される新たな事業を行う商店街等の団体に対して補助金を交付する事業である（広島市商店街振興事業補助金交付要綱第3条第1項、第1条第1号）。

平成24年度から実施されている。

イ 目的

商店街活性化事業費補助は、商店街等の団体が実施する商店街活性化事業に要する経費の一部を補助することにより、商店街の振興を図ることを目的とする（広島市商店街振興事業補助金交付要綱第2条）。

ウ 規範等

商店街活性化事業費補助は、以下の規範等により規律されている。

- ・ 広島市補助金等交付規則
- ・ 広島市商店街振興事業補助金交付要綱
- ・ 各区役所の広島市商店街振興事業補助金（商店街活性化事業費補助金）審査会運営要領
- ・ 広島市商店街振興事業補助金（商店街活性化事業費補助金）交付に係る、各区役所の審査要領

エ 補助の概要

(7) 補助対象事業

a 商店街活性化事業

補助対象事業である「商店街活性化事業」は、商店街等の団体が主体となって行う事業で、商店街自らの振興を目的として3年以上継続して実施される新たな事業であるが、

- ・ 国・県・広島市又は国・県・広島市が資本金、基本金その他これらに準ずるものを出資した法人等から補助金等を受けて実施する事業
- ・ 専ら営利を目的とし、又は特定の個人や事業者、団体、政党、宗教を利用する事業
- ・ 広島市商店街振興事業補助金交付要綱又は広島市商店街等共同施設整備

事業補助要綱に基づく補助を受けて実施した施設整備事業で、当該事業の実施後3年を経過していないもの

- ・ 既存施設の軽微な増設又は改修に係る事業で、当該事業の実施により当該施設の効用が増大すると認められないもの
- ・ 事業の内容が道路法（昭和27年法律第180号）、建築基準法（昭和25年法律第201号）その他の関係法令に抵触するもの
- ・ 地域住民等の理解又は協力を得る見込みのない事業
- ・ その他市長が適当でないと認める事業

は補助対象事業としない（広島市商店街振興事業補助金交付要綱第3条）。

b 実例（平成24年度から平成27年度までの間に採択された商店街活性化事業）

事業名	事業概要
白島地区PR事業	① キャラクターの作成、② ホームページリニューアル、③ 「白島発見ガイド」の発行
中の棚運気を揚げん祭	中の棚稲荷神社の祭礼日に合わせてイベントを実施
はくぼん町興し事業	地区のマスコット「はくぼん」を活用した町興し事業を実施
たかの橋はしご酒祭り	チケット販売による飲食ラリーを実施
並木アートマルシェ	アート展示やアートマルシェ（市場）等を実施
ふれあいバタバタ屋台通り	アーケード下で、ご当地グルメの即売やイベントを実施
中央部商店街～インバウンドのためのフリーペーパー発行とタウンガイド事業	買物マップ等を掲載したフリーペーパーの発行と、タウンガイドの配置
うらぶくろ地図（マップ）製作・活用事業	商店街の地図と、地図を活用したグッズの製作
東北企業の売上貢献による牛田商店街活性化事業	東日本大震災の被災地の商品販売による被災地の企業支援

事業名	事業概要
センシティひろしまファッションショー地域とコラボで魅力探索	① ファッションショーの開催、② ホームページリニューアル
花咲き実のなる古江ストーリープロジェクト	果樹鉢と子どもが作ったプレートを商店の店先に設置
アートプロジェクト横川商店街劇場	地域住民の参加により作り上げるアートプロジェクトを実施
サンフレッチェ広島地元団結応援イベント	地域的な取組としてサンフレッチェ広島を応援
中筋東野商店街による地域振興および災害時の地域サポート事業	① 夏祭りの実施ノウハウを生かした災害時への対応、② 商店街の発信力強化に向けたジャンパー等の作製
笑楽笑楽ふれあいフェスタ	フジグラン高陽において、神楽、和太鼓等の各種イベントを実施
あさひが丘専門店会活性化推進事業	店舗の前に高齢者等の休憩スペースを整備するとともに、朝市を実施
矢野町カード会プレミアム商品券と矢野町カード会加盟店史跡マップ発行	① プレミアム商品券を発行、② 矢野町史跡マップと矢野町カード会加盟店マップを作成
「まあ、よりんさいや中野」プロジェクト	会員の店先・店舗内に「どうぞのいす」を設置し、もてなしを行う事業等を実施
コイン通り土曜夜市	土曜夜市において、浴衣コンテストなど高齢者が楽しめるイベントを開催
“飲・食・楽” 飲み歩こう Day in 楽々園	チケット販売による飲食ラリーを実施し、それ以外にも楽しめるイベントを開催
イベント「薬師縁日」復活	薬師縁日の賑わいを復活させるための様々な企画を実施
八幡本通り商店街 七夕まつり	町内会や子供会などの地域団体と協働して七夕祭りを開催
五日市情報発信イベント	アプリを活用した情報発信及びグルメフェスタの開催

事業名	事業概要
コンテストイベントの開催 (コイン通りナイトフェスタ)	広範囲から参加者を募るコンテストや、地域の大学との連携(企画等)による朝市、特産品市、スタンプラリーなどを実施
バーチャル商店街	バーチャル技術を使用した八幡本通り商店街(ふれあい通り)活性化サイトを作成

※ 監査人作成

(イ) 補助対象団体

補助対象団体である「商店街等の団体」は、「商店街振興組合、事業協同組合等において組織される法人格を持った商店街組織」又は「法人化されていない任意の商店街組織であって、規約等により代表者の定めがあり、財産の管理等を適正に行うことができるもの。ただし、原則として10人以上で構成され、1年以上事業活動を継続しているものに限る。」のいずれかに該当する団体で、広島市内に主たる事業所を有するものである(広島市商店街振興事業補助金交付要綱第4条、第1条第3号)。

(ウ) 補助対象経費

補助対象経費は、補助対象事業の実施に要する経費から、事務所経費、総会・役員会の開催に要する経費等の団体の基礎的活動に要する経費、商品の原材料や商品の仕入れにかかる経費、人件費及び飲食費等を除いたものである(広島市商店街振興事業補助金交付要綱第5条)。

(エ) 補助率及び補助限度額

補助年度	補助率	補助限度額
初年度	補助対象経費の3分の2以内	70万円
2年度目	補助対象経費の2分の1以内	50万円
3年度目	補助対象経費の3分の1以内	30万円

(広島市商店街振興事業補助金交付要綱第6条第1項、別表1(第6条関係))

オ 補助金の交付の手続

(7) 補助対象事業の応募

補助対象事業は、毎年度、期間を定めて、区ごとに募集する。補助金の交付を受けようとする団体は、補助事業申請書等の書類を、指定期日までに市長に

提出しなければならない。複数年度にわたり同一事業の補助を受けようとする場合においても、毎年度、補助対象事業の募集に応募しなければならない。（広島市商店街振興事業補助金交付要綱第7条第1項、第2項、第6条第3項）

(イ) 補助事業の決定

応募のあった補助対象事業については、区役所内に審査会を設置し、審査を行う。市長は、審査結果等に基づき、補助事業の採択又は不採択を決定し、採択を決定した事業については補助事業採択通知書により、申請団体に通知する。

（広島市商店街振興事業補助金交付要綱第8条第1項、第9条、各区役所の広島市商店街振興事業補助金（商店街活性化事業費補助金）審査会運営要領、広島市商店街振興事業補助金（商店街活性化事業費補助金）交付に係る各区役所の審査要領）

(ウ) 補助金の交付の申請

事業採択通知書の交付を受けた申請団体は、補助金の交付を受けるに当たって、補助金交付申請書等の書類を、指定期日までに市長に提出しなければならない（広島市補助金等交付規則第4条、広島市商店街振興事業補助金交付要綱第10条第1項）。

(エ) 補助金の交付の決定

市長は、補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査等により、補助事業等の目的及び内容が適正であるかどうか等を調査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに補助金の交付の決定をし、補助金交付決定通知書により、申請団体に通知する（広島市補助金等交付規則第5条第1項、広島市商店街振興事業補助金交付要綱第10条第2項）。

(オ) 補助金の交付

補助金は、交付決定通知を受けた団体からの交付請求に基づき、原則として概算払いにより交付する（広島市商店街振興事業補助金交付要綱第10条第4項）。

(カ) 補助金の額の確定

補助事業団体は、当該補助事業が完了したときは、その完了の日から10日以内又は3月31日のいずれか早い日までに、補助事業実績報告書等の書類を

提出しなければならない。市長は、補助事業実績報告書等の書類の提出を受けた場合において、書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該補助事業の実績が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金交付確定通知書により、補助事業団体に通知する。(広島市補助金等交付規則第15条第1項、第16条、広島市商店街振興事業補助金交付要綱第13条第1項、第14条第1項)

市長は、補助事業者等に交付すべき補助金等の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずる。補助事業団体は、補助金の精算に当たり過金を生じたときは、速やかにこれを返納しなければならない。(広島市補助金等交付規則第19条第2項、広島市商店街振興事業補助金交付要綱第13条第2項)

カ 実績（平成24年度から平成27年度まで）

(単位：千円)

年度	区分	応募 件数	採択 件数	申請 件数	決定 件数	補助金確定額
平成24年度	新規	15	8	8	8	4,715
	継続	-	-	-	-	-
	合計	15	8	8	8	4,715
平成25年度	新規	9	7	7	7	3,967
	継続	8	8	8	8	2,464
	合計	17	15	15	15	6,431
平成26年度	新規	4	4	4	4	2,426
	継続	14	13	13	13	3,144
	合計	18	17	17	17	5,570
平成27年度	新規	6	6	6	6	3,880
	継続	10	10	10	10	2,359
	合計	16	16	16	16	6,239

※ 監査人作成

(2) 具体的な着眼点（監査の視点）及び監査手続

ア 具体的な着眼点（監査の視点）

補助対象事業の応募を受けて、補助事業の決定、補助金の交付の決定、補助金の交付、補助金の額の確定に至る一連の財務に関する事務が、広島市補助金等交付規則、広島市商店街振興事業補助金交付要綱等の規範等に準拠して執行されているか、適正かつ効率的に行われているか。

イ 監査手続

経済観光局産業振興部商業振興課に対し、商店街活性化事業費補助の事業概要について説明と関係資料の提出を求め、質問した後、中区役所市民部地域起こし推進課及び佐伯区役所市民部地域起こし推進課において、平成24年度から平成27年度までの間に補助金の交付がなされた案件の一件記録を閲覧しながら質問し、関係書類の提出を求めた。

(3) 監査の結果及び意見

ア 補助対象団体について

広島市商店街振興事業補助金交付要綱は、商店街活性化事業費補助金の補助対象団体は「商店街等の団体」であり、「商店街振興組合、事業協同組合等において組織される法人格を持った商店街組織」又は「法人化されていない任意の商店街組織であって、規約等により代表者の定めがあり、財産の管理等を適正に行うことができるもの。ただし、原則として10人以上で構成され、1年以上事業活動を継続しているものに限る」のいずれかに該当する団体で、市内に主たる事業所を有するものと定めている（要綱第4条、第1条第3号）。

すなわち、補助対象事業は「商店街等の団体が主体となっていく事業で、商店街自らの振興を目的として3年以上継続して実施される新たな事業」（広島市商店街振興事業補助金交付要綱第3条第1項）であるから、補助対象団体には、事柄の性質上、個人（自然人）は含まれないが、法人格を持った商店街組織（法人）が含まれることはもちろん、商店街組織で散見される法人化されていない任意の商店街組織（法人格のない社団等）も含まれ得るが、法人化されていない任意の商店街組織については、法律上の権利義務の帰属主体ではないことから、「規約等により代表者の定めがあり、財産の管理等を適正に行うことができるもの」（広島市商店街振興事業補助金交付要綱第1条第3号）と、要件を加重している。

以上を踏まえ、中区役所市民部地域起こし推進課及び佐伯区役所市民部地域起こし推進課において、平成24年度から平成27年度までの間に補助金の交付の決定がなされた案件の一件記録を閲覧したところ、法人化されていない任意の商店街組織であり、団体の運営に関する規約はあるが、これに代表者の定めがないにもかかわらず、補助対象団体として認め、補助金の交付の決定がなされている事例が見受けられた。

【監査の結果（指摘事項）】

広島市商店街振興事業補助金交付要綱は、法人化されていない任意の商店街組織の場合にあつては、規約等により代表者の定めがあり、財産の管理等を適正に行うことができるものであることを補助対象団体と認めるための要件の一つとして定めているところ（要綱第4条、第1条第3号）、法人化されていない任意の商店街組織であり、団体の運営に関する規約はあるが、これに代表者の定めがないにもかかわらず、補助対象団体として認め、補助金の交付の決定がなされている事例が見受けられた。

このことは、要綱の定めに反するのみならず、補助金の交付申請等一連の手続を行っている者の行為が、法律上、当該任意組合のした行為として法律効果を発生させるか疑義のある団体であるにもかかわらず、これに対して補助金の交付の決定がなされていることからして、要綱違反を是正すべきである。

イ 補助金の交付の決定に当たっての審査について

広島市補助金等交付規則は、補助金等の交付を受けようとする者は、補助金等交付申請書に、① 事業計画書、② 予算書及び③ その他市長が必要と認める書類を添えて、補助事業等の実施前50日までに市長に提出しなければならないと定め（規則第4条）、補助金の交付の申請は、交付の決定の前提要件であり、これを前提として補助金交付の手続が開始されること（申請主義）、補助金の交付の申請については、その内容いかんが補助金の交付の決定をなすに当たっての重要な判断資料となることから、書面によること（書面主義）を明らかにしている。

その上で、広島市商店街振興事業補助金交付要綱は、上記書類のほか、① 総会又は理事会の議事録（当該事業に賛同したことを証するもの）及び② 空き店舗等の賃貸借契約書の写し（ただし、店舗賃借料又は土地賃借料を補助対象経費とする場合に限る。）をも市長に提出しなければならないと定めているが（要綱第10条第1項）、これらは、商店街活性化事業費補助金を交付すべきか否かを判断するために必要となる資料として、広島市補助金等交付規則に定める上記書類に加えられたものである。

そして、広島市補助金等交付規則は、補助金等の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査等により、補助事業等の目的及び内容が適正であるかどうか等を調査し、補助金等を交付すべきものと認めたときは、速やかに補助金等の交付の決定をするものとする（規則第5条第1項）、補助金の交付の決定に当たっての審査方法については「当該申請に係る書類等の審査等により」と原則として書面審査によることを、審査基準については「補助事業等の目的及び内容が適正であるかどうか等」によることを明らかにしている。

以上を踏まえ、中区役所市民部地域起こし推進課及び佐伯区役所市民部地域起こし推進課において、平成24年度から平成27年度までの間に補助金の交付の決定がなされた案件の一件記録を閲覧したところ、「総会又は理事会の議事録（当該事業に賛同したことを証するもの）」が添付されて提出されていないにもかかわらず、補助金の交付の決定がなされている事例が見受けられた。

【監査の結果（指摘事項）】

広島市補助金等交付規則は、補助金の交付の決定に当たり、申請に係る書類等の審査等により、補助事業等の目的及び内容が適正であるかどうか等を調査し、補助金等を交付すべきものと認めたときは、速やかに補助金等の交付の決定をするものと定め（規則第5条第1項）、広島市商店街振興事業補助金交付要綱は、上記申請に係る書類等の一つとして、「総会又は理事会の議事録（当該事業に賛同したことを証するもの）」を添付して提出しなければならないと定めているところ（要綱第10条第1項）、補助金交付申請書等に「総会又は理事会の議事録（当該事業に賛同したことを証するもの）」が添付されて提出されていないにもかかわらず、補助金の交付の決定がなされている事例が見受けられた。

このことは、要綱の定めに反するのみならず、総会又は理事会が補助対象事業に賛同したかどうかなどについて書面審査するための前提である資料がなく、補助金が交付された後、商店街等の団体の構成員からの協力が得られずに事業が頓挫してしまうなど、補助対象事業の遂行に疑義が残るにもかかわらず、補助金の交付の決定がなされていることからして、要綱違反を是正すべきである。

ウ 補助事業実績報告書等の提出期限について

広島市補助金等交付規則は、補助事業者等は、当該補助事業等が完了したときは、その完了の日から40日以内に補助事業等実績報告書に、① 事業実施報告書、② 決算書、③ 領収証書その他の収支の事実を証する書類又はその写し（市長が必要と認めるものに限る。）及び④ その他市長が必要と認める書類を添えて市長に提出しなければならないと定めている（規則第15条第1項）。もっとも、ここにいる「補助事業等が完了したとき」については、具体的にいつの時点を意味するものか、広島市補助金等交付規則の運用及び解釈上も、広島市商店街振興事業補助金交付要綱の明文上も明らかとなっていない。

その上で、広島市商店街振興事業補助金交付要綱は、上記提出期限を前倒しして、「その完了の日から10日以内又は3月31日のいずれか早い日までに」提出しなければならないと定めている（要綱第13条第1項）。商店街活性化事業費補助金は、原則として概算払いにより交付され（広島市商店街振興事業補助金交付要綱第10条第4項）、市長は、補助事業者等に交付すべき補助金等の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとされており（広島市補助金等交付規則第19条第2項）、補助事業等が完了した後は、速やかに額の確定手続を完了させて、返納させるべき補助金が補助事業者等に滞留しないようにさせるため、提出期限を前倒ししているものとする。なお、概算払により交付した補助金等の国庫返納等に関し、会計検査院は、厚生労働大臣に対し、概算払により交付した補助金について、額の確定手続が長期にわたって完了していないかったために、国庫に返納すべき補助金が滞留していた事案において、「概算払による補助金等の交付は、補助金等の額が確定していないものについて事前にその金額を概算して支出するものであることから、補助事業等が完了した後は、速やかに額の確定手続を完了させて、返納させるべき補助金等が補助事業者等に滞留しないようにする必要がある」と述べ、「早期に額の確定手続を完了させることの重要性について補助金等担当課に周知徹底するとともに、特に国庫返納が必要となるものについては、可能な限り速やかに額の確定手続を完了させることができるような事務処理態勢とすること」等の是正改善の処置を求めている（22検第312号・平成22年4月7日）。

以上を踏まえ、中区役所市民部地域起こし推進課及び佐伯区役所市民部地域起こし推進課において、平成24年度から平成27年度までの間に補助金の交付がなされた案件の一件記録を閲覧したところ、期間の限定されたイベントを補助対象事業とする案件において、補助事業実績報告書等が、このイベントが終了して

から8か月以上を経過した3月31日に提出されている事例をはじめとして、同種の事例が複数見受けられた。

【監査の結果（指摘事項）】

広島市補助金等交付規則は、補助事業者等は、当該補助事業等が完了したときは、その完了の日から40日以内に補助事業等実績報告書等を市長に提出しなければならないと定め（規則第15条第1項）、広島市商店街振興事業補助金交付要綱は、この期限を前倒しして、その完了の日から10日以内又は3月31日のいずれか早い日までに提出しなければならないと定めているところ（要綱第13条第1項）、期間の限定されたイベントを補助対象事業とする案件において、補助事業実績報告書等が、このイベントが終了してから8か月以上を経過した3月31日に提出されている事例をはじめとして、同種の事例が複数見受けられた。

このことは、「補助事業等が完了したとき」が具体的にいつの時点の意味するものか、広島市補助金等交付規則の運用及び解釈上も、広島市商店街振興事業補助金交付要綱の明文上も明らかとなっていないことに起因するものであり、規則や要綱の明文に抵触するとまではいえない。

しかしながら、商店街活性化事業費補助金は、原則として概算払いにより交付され（広島市商店街振興事業補助金交付要綱第10条第4項）、市長は、補助事業者等に交付すべき補助金等の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとされており（広島市補助金等交付規則第19条第2項）、補助事業等が完了した後は、速やかに補助金の額の確定手続を完了させて、返納させるべき補助金が補助事業者等に滞留しないようにさせるため、広島市商店街振興事業補助金交付要綱は、広島市補助金等交付規則が定める提出期限を前倒ししているものとする。商店街活性化事業の内容は様々であるから、「補助事業等が完了したとき」を一律に定義づけることはできないが、イベントが終了してから長期間経過した日に提出された補助事業実績報告書等により補助金の額の確定手続を完了させていることは、返納させるべき補助金が補助事業者等に滞留しないようにさせる広島市商店街振興事業補助金交付要綱の趣旨に反し、不当である。したがって、この趣旨を踏まえ、「補助事業等が完了したとき」が具体的にいつの時点の意味するものか、広島市商店街振興事業補助金交付要綱等に定め、これに準拠した事務を執行すべきである。

4 地域商業自立促進事業費補助

(1) 監査対象事業の概要

ア 地域商業自立促進事業費補助

地域商業自立促進事業費補助は、地域商業自立促進事業、すなわち地域コミュニティの形成に資する取組や商店街等の新陳代謝を図る取組、商店街等の魅力創造に向けた取組等に必要な施設整備事業（当該施設整備に要する調査等を含む。）で、経済産業省「地域商業自立促進事業」等の補助制度を活用するものを行う商店街等の団体に対して補助金を交付する事業である（広島市商店街振興事業補助金交付要綱第16条第1項、第1条第2号）。

平成24年度から実施されている。

イ 目的

地域商業自立促進事業費補助は、商店街等の団体が実施する地域商業自立促進事業に要する経費の一部を補助することにより、商店街の振興を図ることを目的とする（広島市商店街振興事業補助金交付要綱第15条）。

ウ 規範等

地域商業自立促進事業費補助は、以下の規範等により規律されている。

- ・ 広島市補助金等交付規則
- ・ 広島市商店街振興事業補助金交付要綱

エ 補助の内容

(7) 補助対象事業

a 地域商業自立促進事業

補助対象事業である「地域商業自立促進事業」は、商店街等の団体が主体となって行う地域商業自立促進事業で、経済産業省「地域商業自立促進事業」等の国の補助制度を活用するものであるが、

- ・ 専ら営利を目的とし、又は特定の個人や事業者、団体、政党、宗教を利する事業
- ・ 当該事業に要する経費のうち市長が必要と認める額が100万円未満の事業
- ・ 広島市商店街振興事業補助金交付要綱又は広島市商店街等共同施設整備事業補助要綱に基づく補助を受けて実施した施設整備事業で、当該事業の実施後3年を経過していないもの

- ・ 既存施設の軽微な増設又は改修に係る事業で、当該事業の実施により当該施設の効用が増大すると認められないもの
 - ・ 事業の内容が、道路法（昭和27年法律第180号）、建築基準法（昭和25年法律第201号）その他の関係法令に抵触するもの
 - ・ 各商店の広告及びこれに類する表示を附記した施設（商店街等の団体が統一的に設置する統一看板を除く。）を整備する事業
 - ・ 日よけ施設の整備事業及び施工区域の延長が20メートル未満のアーケードの整備事業
 - ・ 街路灯の整備事業で、広島市街路灯設置管理費補助金交付要綱（昭和47年4月1日建設局制定）に基づく補助金の交付を受けて実施するもの
 - ・ その他市長が適当でないとする事業
- は除かれる（広島市商店街振興事業補助金交付要綱第16条）。

b 経済産業省「地域商業自立促進事業」等の国の補助制度

経済産業省中小企業庁が実施する商店街まちづくり事業（まちづくり補助金）は、安心・安全に配慮した、身近で快適な商店街づくりを目指すことを目的とする補助事業で、① 当該地域の行政機関等の要請に基づく地域住民の安心・安全な生活環境の維持のための施設・設備等の整備、② 施設・設備等の整備の実施前及び実施後における歩行者通行量の測定を補助対象とするものである。

また、経済産業省中小企業庁が実施する地域商業自立促進事業の自立促進支援事業は、商店街等の中長期的発展及び商店街等の自立化の促進に寄与することを目的とする補助事業で、商店街等において、歩行者通行量の増加、売上増加等に効果のある事業であって、自立促進調査分析事業の結果等の一定の根拠やデータを踏まえて行う、地域住民等のニーズや当該商店街等を取り巻く外部環境の変化に適合した新たな取組により、商店街等の中長期的な発展及び商店街等の自立化を促進する事業を補助対象とするものである。

商店街まちづくり事業（まちづくり補助金）においては、「事業計画が、地域の行政機関等の要請に基づくものか（行政機関等の関与が強く認められるか等）」が補助事業の選定に当たっての審査のポイントの一つであること、地域商業自立促進事業においては、「地域のまちづくり計画と整合しており、市町村等の密接な関与・協力を得て取り組む事業であること」が補助対象事業の要件の一つであることなどから、実質的には協調した補助が行われている。

c 実例（平成24年度から平成27年度まで）

（単位：千円）

事業名	目的	内容	補助金 確定額
広島市タカノ橋商店街振興組合アーケード照明LED化事業	商店街が設置しているアーケード照明のLED化を実施し、夜の照射時間を延長することにより、来街者等の安心で安全な歩行の確保や犯罪の防止を図る。	アーケード照明器具取替工事	945
広島市中の棚商店街安心・安全のための街路改修事業	街路の荒れたカラー舗装を改修し、防犯カメラシステムを設置することで、市民の安心・安全のための街づくりを図る。	カラー舗装改修工事及び防犯カメラシステム設置事業	1,210
広島市胡町商店街カラー舗装改善による歩行者への安心と安全の提供	損傷の激しいカラー舗装の全面的な改修工事を行うことにより、来街者等の安心で安全な歩行の確保を図る。	カラー舗装補修工事	240

事業名	目的	内容	補助金 確定額
広島本通アーケード照明改修工事 (すてき空間・HON-DORI ライトアップ事業)	中四国地域で最大の通行量を誇る広島本通商店街のアーケード照明は設置後20年余を経ており、これをLED照明機器に全面的に取り替え改修することにより、上品で快適性に優れた照明効果のもと、来街者の安心安全な通行の確保を図る。加えて、照明時間の延長による夜間のウインドーショッピング街の魅力向上をもたらし、もって「すてき空間・HON-DORI」の実現に資することを目的とする。	演出照明改修工事、路面照明工事及び照明制御盤改修のアーケード照明のLED化改修工事	12,750
三篠金星街 商工組合外 灯整備事業	商店街のイメージアップ及び地域の安全、安心の提供を図る。	外灯取替え工事	855

事業名	目的	内容	補助金 確定額
横川商店街 活性化事業・2014 リフレッシュ 横 川商店街	地域住民の要望に基づき施設整備を行うことで、地域の利便性・魅力の向上を図るとともに、スポーツ・アートをキーワードに、地域交流・賑わい創出事業を行い、横川商店街を特徴づける分野の認知度向上・イメージ強化となる取り組みを通じて、幅広い世代の新旧住民を巻き込んだコミュニティ形成・再構築と、商店街の利用者増加に繋げ、横川地区及び商店街の活性化と継続的發展を目指す。	地域住民が日常的に出会い交流できる場の提供と、特徴のあるまちづくりによる賑わいの創出と商店街のファン獲得につなげていくため、地域の活動・交流及び商店街独自の文化発信拠点の整備事業に取り組む。庶民的で親しみある商店街として地域住民とともに歩んできた横川商店街のイメージを一層強化するとともに、新旧住民の交流を促進する環境整備とまちづくりを進める。このため、横川シネマについては、映像をはじめとする様々な文化発信拠点としての機能を強化するだけでなく、文化・スポーツイベント等に多目的に利用するほか、地域住民が気軽に立ち寄り休憩・交流等に利用できるよう整備し、出会い・交流の場の一層の充実を図る。さらに、災害時における帰宅困難者の休憩スペースとしての機能を付加することとし、横川地区の安心安全な環境づくりにも貢献する。	7,650

事業名	目的	内容	補助金 確定額
カラー舗装 の改修	<p>現在のカラー舗装に関しては劣化が著しく、各所が破損し、通行人にも支障をきたす状況です。メンテナンスを実施しても、翌週には別の場所が破損するといった状況になっています。また、補修するにあたっても保存されていた予備の自然石も在庫がなく他の素材での補修となり、中心市街地としてふさわしくない景観にもなっています。これらの問題点を解消し、地域の安全と安心を確保するとともに治安の向上をめざす。</p>	カラー舗装の改修	46,673

事業名	目的	内容	補助金 確定額
アーケード 照明LED 化	現在、照明に関しては夜間の照射時間の延長や深夜の防犯灯の効果を高めるよう地域からの要望があります。また、現在の機器については平成6年度に設置したものであり照度に関しては十分ではなく、平成19年度に新たに追加設置した照明器具も耐用年数を迎え、電球の交換時期を迎えつつあります。これらの問題点を解消し、地域の安全と安心を確保するとともに治安の向上をめざします。	アーケード照明のLED化	2,640
牛田商店街 安心・安全 向上事業	商店街の夜間通行者の安全確保と夜間来街者の増加	LED街路灯を24本設置する。	1,935

※ 事業の名称、事業の目的及び事業の内容については、いずれも事業計画書記載のものである。

(イ) 補助対象団体

補助対象団体は、「商店街等の団体」又は「その他市長が必要と認める団体」のいずれかに該当する団体で、広島市内に主たる事務所を有するものである。ここにいう「商店街等の団体」は、「商店街振興組合、事業協同組合等において組織される法人格を持った商店街組織」又は「法人化されていない任意の商店街組織であって、規約等により代表者の定めがあり、財産の管理等を適正に行うことができるもの。ただし、原則として10人以上で構成され、1年以上

事業活動を継続しているものに限る」のいずれかに該当する団体で、広島市内に主たる事業所を有するものである（広島市商店街振興事業補助金交付要綱第17条、第1条第3号）。

(ウ) 補助対象経費

補助対象経費は、当該事業に要する経費（施設の敷地となる土地の取得・使用・造成・補償に要する経費は除く。）のうち市長が必要と認める額である（広島市商店街振興事業補助金交付要綱第18条第1項）。

(イ) 補助率及び補助限度額

- a 交流施設、イベント広場、アーケード（アーケード設置連絡協議会（「アーケードの取扱いについて（昭和30年国消発第72号・発注第5号・発備第2号通達）」に規定する連絡協議会をいう。）で認められたものに限る。）、駐車場、統一看板、街路灯、公衆便所、これら以外の施設で商店街の環境整備のため市長が特に必要と認める施設を補助対象施設とする場合

補助率	当該事業に要する経費の15パーセント
補助限度額	1億円

- b カラー舗装を補助対象施設とし、国、県、市道において行う場合

補助率及び補助限度額

① 広島市が道路の舗装改良等を施工する場合の工事費相当額と、② 当該事業に要する経費から①の金額を差し引いた額に15パーセントを乗じた金額（1億円を補助限度額とする。）の合計金額

- c カラー舗装を補助対象施設とし、b以外の場合

補助率	当該事業に要する経費の15パーセント
補助限度額	1億円

オ 補助金の交付の手続

(7) 補助金の交付の申請

補助金の交付を受けようとする者は、補助金の交付を受けるに当たって、補助金交付申請書等に所定書類を添付して、補助事業等の実施前50日までに市長に提出しなければならない（広島市補助金等交付規則第4条、広島市商店

街振興事業補助金交付要綱第19条第1項)。

(イ) 補助金の交付の決定

市長は、補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査等により、補助事業等の目的及び内容が適正であるかどうか等を調査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに補助金の交付の決定をし、補助金交付決定通知書により、申請団体に通知する（広島市補助金等交付規則第5条第1項、広島市商店街振興事業補助金交付要綱第19条第2項）。

(ウ) 補助金の額の確定

補助事業団体は、当該補助事業が完了したときは、その完了の日から40日以内又は3月31日のいずれか早い日までに、補助事業実績報告書等に所定の書類を添付して市長に提出しなければならない。市長は、補助事業実績報告書等の書類の提出を受けた場合は、書類の審査及び現地調査等により、当該補助事業等の実績が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金交付確定通知書により、補助事業団体に通知する。（広島市補助金等交付規則第15条第1項、第16条、広島市商店街振興事業補助金交付要綱第22条、第23条）

(エ) 補助金の交付

補助金は、交付すべき補助金の額を確定した後に支払う（広島市商店街振興事業補助金交付要綱第24条第1項）。

カ 実績（平成24年度から平成27年度まで）

（単位：千円）

年度	補助金申請件数	補助金交付決定件数	補助金確定額
平成24年度	-	-	-
平成25年度	5	5	16,000
平成26年度	1	1	7,650
平成27年度	3	3	51,248

※ 監査人作成

(2) 具体的な着眼点（監査の視点）及び監査手続

ア 具体的な着眼点（監査の視点）

補助金の交付の申請を受けて、補助金の交付の決定、補助金の額の確定、補助金の交付に至る一連の財務に関する事務が、広島市補助金等交付規則、広島市商店街振興事業補助金交付要綱等の規範等に準拠して執行されているか、適正かつ効率的に行われているか。

イ 監査手続

経済観光局産業振興部商業振興課に対し、地域商業自立促進事業費補助の事業概要について説明と関係資料の提出を求め、質問した後、平成24年度から平成27年度までの間に補助金の交付がなされた案件の一件記録を閲覧しながら質問し、関係書類の提出を求めた。

(3) 監査の結果及び意見

ア 補助金の交付の決定に当たっての審査について

3(3)イで前述したとおり、広島市補助金等交付規則は、補助金等の交付を受けようとする者は、補助金等交付申請書に、① 事業計画書、② 予算書及び③ その他市長が必要と認める書類を添えて、補助事業等の実施前50日までに市長に提出しなければならないと定め（規則第4条）、補助金の交付の申請は、交付の決定の前提要件であり、これを前提として補助金の交付の手続が開始されること（申請主義）、補助金の交付の申請については、その内容いかんが補助金の交付の決定をなすに当たっての重要な判断資料となるところから書面によること（書面主義）を明らかにしている。

その上で、広島市商店街振興事業補助金交付要綱は、上記書類のほか、① 見積書の写し（すべての場合）、② 契約書の写し（すべての場合）、③ 土地又は建物所有者の承諾書の写し（商店街等の団体が所有しない土地又は建物内において施設整備を行う場合）、④ 所轄官庁の許可書等の写し（当該事業の実施に当たって行政官庁の許可、確認等を必要とする場合）、⑤ 図面又はカタログ（すべての場合）、⑥ 会員名簿（すべての場合）、⑦ 主たる構成員が中小企業であることを証する書類（任意団体の場合）、⑧ 定款（法人団体の場合）、⑨ 登記簿謄本（法人団体の場合）及び⑩ 規約又はそれに類する書類（任意団体の場合）をも提出しなければならないと定めているが（要綱第19条第1項、別表3（第19条関係））、これらは、地域商業自立促進事業費補助金を交付すべきか否かを判断するために必要となる資料として、広島市補助金等交付規則に定める上記書類に加えられたものである。

そして、広島市補助金等交付規則は、補助金等の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査等により、補助事業等の目的及び内容が適正であるかどうか等を調査し、補助金等を交付すべきものと認めたときは、速やかに補助金等の交付の決定をするものとする（規則第5条第1項）、交付の決定に当たっての審査方法については「当該申請に係る書類等の審査等により」と原則として書面審査によることを、審査基準については「補助事業等の目的及び内容が適正であるかどうか等」によることを明らかにしている。

以上を踏まえ、平成24年度から平成27年度までの間に補助金の交付がなされた案件の一件記録を閲覧したところ、「契約書の写し」が提出されていないにもかかわらず、補助金の交付の決定がなされた事例が見受けられた。なお、当該事例においては、「契約書の写し」の代わりに注文書の写しが提出されていた。

【監査の結果（指摘事項）】

広島市補助金等交付規則は、補助金の交付の決定に当たり、申請に係る書類等の審査等により、補助事業等の目的及び内容が適正であるかどうか等を調査し、補助金等を交付すべきものと認めたときは、速やかに補助金等の交付の決定をするものと定め（規則第5条第1項）、広島市商店街振興事業補助金交付要綱は、上記申請に係る書類等の一つとして、補助金交付申請書等に「契約書の写し」を添付して提出しなければならないと定めているところ（要綱第19条第1項、別表3（第19条関係）、「契約書の写し」が添付されて提出されていないにもかかわらず、補助金の交付の決定がなされている事例が見受けられた。

このことは、要綱の定めに反するのみならず、金額の算定に誤りがないか、施設整備に係る工事等の確実な遂行が見込まれるかなどについて書面審査するための前提である資料がなく、金額の算定や補助対象事業の遂行に疑義が残るにもかかわらず、補助金の交付の決定がなされていることからして、要綱違反を是正すべきである。

イ 補助事業実績報告書等の提出期限について

3(3)ウで前述したとおり、広島市補助金等交付規則は、補助事業者等は、当該補助事業等が完了したときは、その完了の日から40日以内に補助事業等実績報告書に、① 事業実施報告書、② 決算書、③ 領収証書その他の収支の事実を証する書類又はその写し（市長が必要と認めるものに限る。）及び④ その他市長が必要と認める書類を添えて市長に提出しなければならないと定めている（規則第15条第1項）。

ここにいう「補助事業等が完了したとき」については、具体的にいつの時点の意味するものか、広島市補助金等交付規則の運用及び解釈上も、広島市商店街振興事業補助金交付要綱の明文上も明らかとなっていない。なお、国が交付する補助金等に係る予算の執行の基本的事項を定める補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律は、補助事業者等は、各省各庁の長の定めるところにより、補助事業等が完了したとき（補助事業等の廃止の承認を受けたときを含む。）は、補助事業等の成果を記載した補助事業等実績報告書に各省各庁の長の定める書類を添えて各省各庁の長に報告しなければならないと定めているが（法律第14条前段）、ここにいう「補助事業等が完了したとき」については、「交付決定の対象となった事務事業が完全に終了したとき（補助対象工事の竣工時等）を意味することはいうまでもないが、事実行為としての完了の有無は客観的に判断されるべきものであり、補助事業者等の主観的判断によって決すべきものではないであろう。」（小滝敏之「補助金適正化法解説〔全訂新版（増補版）〕」2017年）とされている。

そして、広島市商店街振興事業補助金交付要綱は、市長は、補助事業実績報告書等の書類の提出を受けた場合は、事業実績報告書等の書類の審査及び現地調査等により、当該補助事業の実績が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し（要綱第23条）、補助金は、交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものと定めている（要綱第24条第1項）。

以上を踏まえ、平成24年度から平成27年度までの間に補助金の交付がなされた案件の一件記録を閲覧したところ、補助事業実績報告書等が、施設整備に係る工事が竣工してから40日を経過し、3月31日に提出されている事例が多数見受けられた。

【監査の意見】

広島市補助金等交付規則は、補助事業者等は、当該補助事業等が完了したときは、その完了の日から40日以内に補助事業等実績報告書等を市長に提出しなければならないと定め（規則第15条第1項）、広島市商店街振興事業補助金交付要綱は、その完了の日から40日以内又は3月31日のいずれか早い日までに提出しなければならないと定めているところ（要綱第22条）、補助事業実績報告書等が、補助対象施設に係る工事が竣工してから40日を経過し、3月31日に提出されている事例が多数見受けられた。

このことは、「補助事業等が完了したとき」が具体的にいつの時点の意味するものか、広島市補助金等交付規則の運用及び解釈上も、広島市商店街振興事業補助金交付要綱の明文上も明らかとなっていないことに起因するものであり、規則や要綱の明文に抵触するとまではいえないが、補助事業実績報告書等が提出されてはじめて具体的な補助金の額の確定ができるのであり、その提出時期については自ら一定の期限が存するものというべきであるから、「補助事業等が完了したとき」が具体的にいつの時点の意味するものか、広島市商店街振興事業補助金交付要綱等に定め、これに準拠した事務を執行されたい。

ウ 現地調査等について

広島市補助金等交付規則は、市長は、補助事業者等から補助事業等実績報告書等の提出を受けた場合において、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該提出に係る補助事業等の実績が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金等の額を確定し、当該補助事業者等に通知するものと定め（規則第16条）、補助金の額の確定に当たっての審査方法については、「実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により」と書面審査と必要に応じて行う現地調査等によることを、審査基準については、「補助事業等の実績が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合する」かどうかによることを明らかにしている。

その上で、広島市商店街振興事業補助金交付要綱は、審査方法について、「補助事業実績報告書等の書類の審査及び現地調査等により」と定め（要綱第23条）、書面審査とともに現地調査等によることを明らかにしている。地域商業自立促進事業費補助金の補助対象事業は施設整備事業であり、補助事業等の成果が外形的あるいは金額的にみて交付決定内容と一致している場合であっても、例えば補助対象施設に施工不良がある場合など、実質的に補助目的を達成し得ないような内容のものであれば、これを交付決定内容に適合するものと認めることはできないが、これは、書面審査のみでは把握し得ないため、適合の判定に当たっては現地調査等を必要としたものである。

以上を踏まえ、平成24年度から平成27年度までに補助金の交付がなされた案件の一件記録を閲覧したところ、いずれにも、現地調査報告書などの現地調査等に関する記録はなく、補助金の実績報告の承認及び額の確定伺いには、「別添のとおり実績報告書の提出がありました。審査の結果、適正と認められる」との記載はあるが、現地調査等に関する記載はなかった。なお、現地調査等の実施について質問したところ、補助事業実績報告書等の提出を受けた後に現地調査は行っているが、その事実や結果については記録に残していないとのことであった。

【監査の意見】

広島市商店街振興事業補助金交付要綱は、補助事業実績報告書等の提出を受けた場合は、補助事業実績報告書等の書類の審査及び現地調査等により、当該補助事業の実績が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定すると定めているところ（要綱第23条）、補助事業実績報告書等の提出を受けた場合には、担当者が現地に赴いて補助対象施設の施工状況等を調査しているとのことであるが、補助金の実績報告の承認及び額の確定についての伺いには、「別添のとおり実績報告書の提出がありました。審査の結果、適正と認められる」と記載されているだけで、現地調査等については記載されていなかった。

広島市商店街振興事業補助金交付要綱が、補助事業実績報告書等の書類の審査に加えて現地調査等を求める趣旨は、地域商業自立促進事業は施設整備事業であることから、例えば補助対象施設に施工不良がないかなど、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件でありながら、補助事業実績報告書等の書類では審査できないことがらを調査せしめるところにあるが、現地調査等についての記録がなければ、現地調査等を行わないまま、補助事業の実績が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認め、補助金の額を確定したのではないかといった無用の疑念を生じさせてしまうことから、補助金の実績報告の承認及び額の確定についての伺いには、現地調査等を行った事実と、その結果について記載されたい。